

IND-5511-2104

アンチラスト P-1920

ワックス被膜形長期さび止め油

鉄鋼製品の屋外保管や屋内長期保管には被膜強度に優れた被膜を形成するさび止め油が必要となります。アンチラスト P-1920は比較的べたつきの少ないワックス状の半透明被膜を形成するもので、輸出用あるいは屋外保管用の機器や機械部品等に適用されます。アンチラスト P-1920は、耐寒性や高温での被膜保持性に優れています。

●特長

1. さび止め性能が優れています

アンチラスト P-1920は溶剤が揮発し乾燥した後、ワックス状の半透明な被膜を形成し、長期間のさび止め性を発揮します。

2. 寒いときでも暑いときでも優れたさび止め性能を発揮します

アンチラスト P-1920の被膜は-20℃の低温でも十分な耐衝撃性を有し、また130℃の高温でも垂直面にある被膜(100 μm)は流れ落ちることなく、ち密な被膜を保持し、優れたさび止め性能を発揮します。

3. チキソトロピー*性のある液体です

アンチラスト P-1920は攪拌や揺動することによって低粘度化します。

*せん断を受けると時間とともに軟化するが、静止すると元に戻る性質

●用途

輸出用機器や機械部品などの鉄鋼製品の屋外保管、屋内長期保管用

●使用法

はけ塗り(よく攪拌するか、30℃~40℃に加熱して使用するのが良い)、スプレー(エアレス型、30~80kg/cm²)

●荷姿

180kgドラム、20ℓペール缶

●アンチラスト P-1920の代表性状

色 (ASTM)		L4.0
密度 (20℃)	g/cm ³	0.830
引火点 (PM)	℃	48
見掛け粘度 (20℃) B型粘度計	mPa·s	43000
塩水噴霧試験 (50 μm, A級保持時間)	h	500以上
耐熱性 (130℃, 垂直面100 μm, 20min)		垂れなし
耐水性 (40℃, 5日)		異状なし
耐寒屈曲性 (-20℃) (φ20mmマンドレルに巻きつけ)		割れ、はがれなし
さび止め期間(目安)		屋外 6ヵ月 屋内 2年
塗膜の状態		乾燥性半透明膜
膜厚(目安)	μm	50以上
消防法危険物分類		第2石油類

※代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更場合があります。
(2014年8月)

●保管上の注意

長期間保管しますと溶剤が分離する場合がありますので、その場合は混ぜ込んでご使用ください。冬期などに屋外の寒い場所に放置されますと、粘度が高くなり作業性が低下します。また、夏期などに屋外の暑い場所に放置されますと、溶剤の膨張により缶が膨れたり、多量の溶剤の分離や低粘度化による作業性の低下が生じます。従って、屋内のなるべく温度変化の小さい場所に保管願います。



取扱上の注意

▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

成分：	潤滑油基油、潤滑油添加剤
絵表示：	  
注意喚起語：	危険
危険有害性情報：	引火性液体及び蒸気 強い眼刺激 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
注意書き： 安全対策	<ul style="list-style-type: none">• 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。• 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。• 眼に入れないこと。飲み込まないこと。• 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。• 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。• 容器を接地すること／アースをとること。• 火花を発生させない工具を使用すること。• 静電気放電に対する予防措置を講ずること。• 取り扱い後はよく手を洗うこと。• この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	<ul style="list-style-type: none">• 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。• 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。• 眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。• 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。• 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。• 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。• 火災の場合：消火するために有効な消化剤を使用すること。
保管	<ul style="list-style-type: none">• 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。• 一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。• 施錠して保管すること
廃棄	<ul style="list-style-type: none">• 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。• 不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。